

妊娠中に
1回だけ

妊婦歯科健康診査が



無料で受けられます



妊娠中は 歯周病になりやすい。

妊娠すると、つわりにより歯磨きが難しくなったり、女性ホルモンの影響で、歯周病になりやすくなります。

ママの歯周病が 早産や低体重児のリスクに。

歯周病の炎症で出てくるプロスタグランジン(子宮の収縮などに関わる生理活性物質)などが、胎盤を通して赤ちゃんに影響するためと考えられています。

おなかの赤ちゃんのために歯科健診を受けましょう！
妊婦歯科健康診査は、つわりが落ち着き、比較的体調が安定している妊娠5～7か月(妊娠中期)頃を目安に受診されることをお勧めします。



対象となる方	三原市に住所がある妊婦
料 金	無料 ※妊婦歯科健康診査受診票(若草色・母子健康手帳別冊内)を使用することで、3,784 円の健診費が無料となります。治療の必要がある場合、保険診療となります。
回 数	妊娠1回につき1回
受診方法	①希望する実施医療機関(裏面に掲載)で予約が必要な場合は、予約をしてください。 ②妊婦歯科健康診査受診票の太枠内に必要事項を記入して、母子健康手帳と一緒に実施医療機関に提出してください。
必要持参物	①妊婦健康診査受診票(母子健康手帳別冊内) ②母子健康手帳 ③健康保険証(健診の結果、治療が必要になる場合に必要です。)



《注意事項》

- ※三原市から転出された場合、受診券は利用できません。
- ※実施医療機関でのみ受診券を利用できます。
- ※受診票を他の人が使用することはできません。



【問い合わせ先】

三原市こども安心課(すくすく三原) 0848-67-6061
本郷保健福祉センター(すくすく本郷)0848-86-3609
久井保健福祉センター(すくすく久井)0847-32-8551
大和保健福祉センター(すくすく大和)0847-34-0960